



島根県報

平成26年11月25日（火）

号外 第 140 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の変更	2
個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し	2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第39号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、大田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年11月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	変更事項	変 更 内 容	
		変更前	変更後
湯里まちづくりセンター	施設の所在地	大田市温泉津町湯里1720番地4	大田市温泉津町湯里1655番地

島根県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、大田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年11月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	所在地	取消年月日
大田市中央集会所	大田市大田町大田イ125番地	平成26年11月13日